

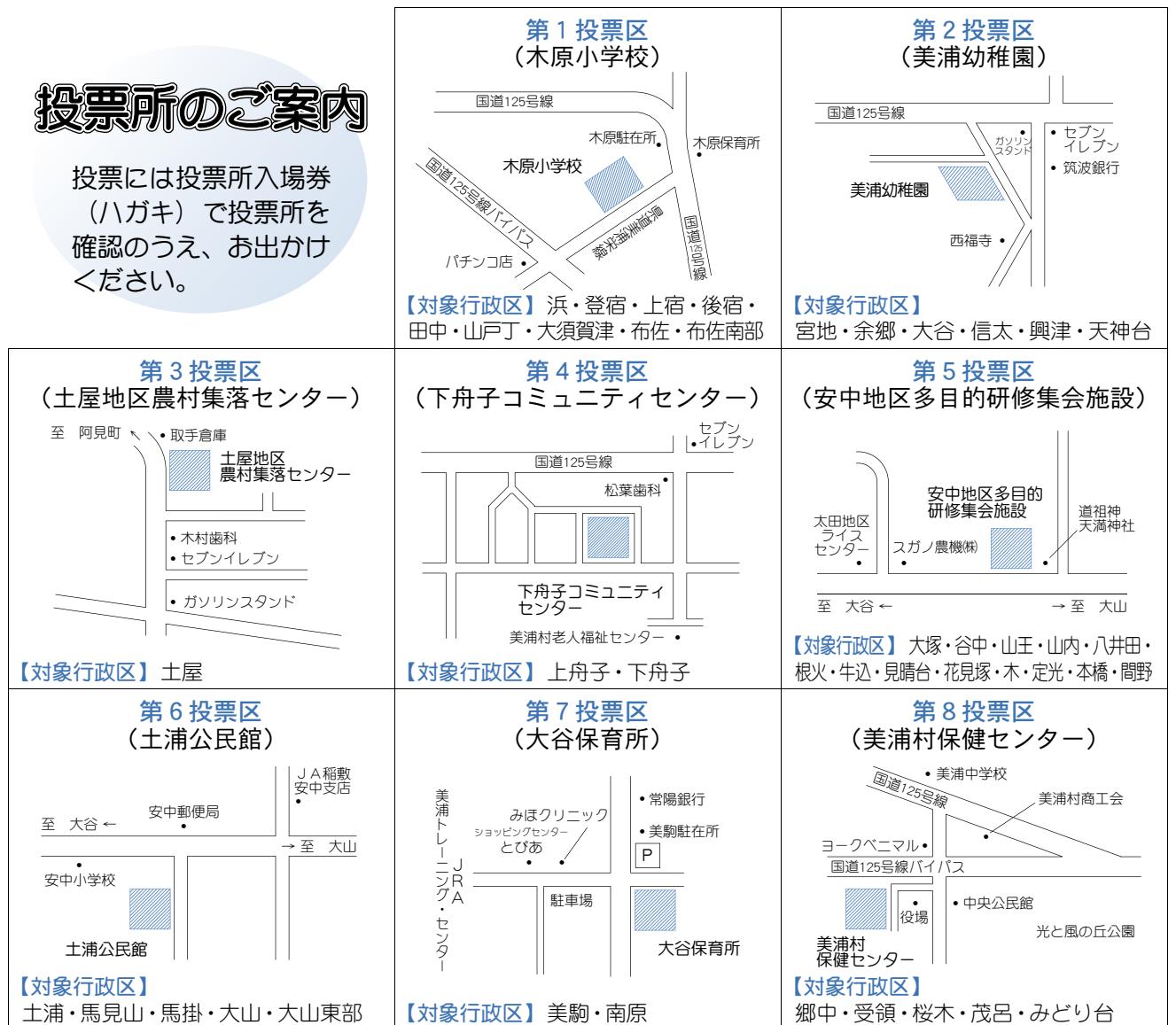
美浦村議会議員一般選挙

投票日
8月23日(日)

投票時間
午前7時～午後8時

投票所のご案内

投票には投票所入場券(ハガキ)で投票所を確認のうえ、お出かけください。



期日前投票制度

仕事や旅行・レジャーの予定がある等により投票日当日は投票するのに都合が悪い場合に、期日前に投票できる制度が期日前投票制度です。期日前投票の基本的な手続きは、投票日当日に投票できない理由を確認させていただき、その宣誓書に署名していただくほかは、投票日当日に投票所で行う投票手順とほぼ同じです。

入場券(ハガキ)を持参 ⇒ 受付 ⇒ 当日投票できない理由の確認と宣誓書への署名 ⇒ 投票

※入場券裏面にも理由・署名の記載欄があります。

【期間】8月19日(水)から8月22日(土)まで

【時間】午前8時30分から午後8時まで

【場所】美浦村役場期日前投票所(庁舎1階)

【持参するもの】投票所入場券*ない場合は係員にお申し出ください。

開票

選舉開票は、8月23日(日)午後9時から美浦村中央公民館で行います。

速報

投票状況および開票結果(最終確定票数)を美浦村ホームページでお知らせします。

■問合せ先 村選挙管理委員会(役場総務課内885-0340内線204)

投票できる方は…

選挙権は、日本国民で満20歳以上(欠格者(一定の犯罪者を含む)を除く)の全ての方に与えられますが、今回の美浦村議会議員一般選挙で投票できる方は、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・美浦村の選挙人名簿に登録されている方(一定の犯罪者を除く)
- ・美浦村に住所を有する年齢20歳以上の日本国民(平成7年8月24日以前に生まれた方)
- ・選挙人名簿登録基準日(8月17日)において、引き続き3カ月以上美浦村に住み、住民基本台帳に登録されている方(転入された場合は5月17日までに転入の届出をした後、引き続き村に住まいの方)

*美浦村の選挙人名簿に登録されている方が、投票する日までに村外に住所を移した場合は、投票資格は無くなります。

※投票できる方には、投票所入場券(ハガキ)を投票日前日までに郵送します。

投票の方法は…

◆投票に行く前に確認しましょう

村から郵送されてきた「投票所入場券」の選挙名称・有権者氏名・投票所等を確認してください。

*投票所入場券に記載されている指定の投票所以外の投票所では、投票することができません。自らの入場券を持って、指定の投票所へ行きましょう。

◆投票所での投票の仕方

まず受付係の前で停止し、受付係に投票所入場券をお渡しください。名簿対照係が名簿で確認しますので、確認完了後に投票用紙交付係前まで進み、投票用紙の交付を受けてください。投票用紙を受け取ったら記載台へ進み、投票用紙に選挙の候補者氏名を記載し、記載内容が見られないよう二つ折り等して、所定の投票箱へ入れてください。

《投票所入場券を紛失した場合》

投票所の係員に申し出て、再交付を受ければ投票できます。

《代理投票制度》

身体の故障等の理由により自分で投票用紙に記載できない方のため、本人に代わって係員が代筆する制度で、その際の投票の秘密は守られます。代理投票を希望される方は、投票所の投票管理者にお申し出ください。

滞在先でも投票できる不在者投票制度

滞在先の選挙管理委員会や病院・老人ホーム等で、投票日前に投票できる制度が不在者投票制度です。

《滞在先の選挙管理委員会での不在者投票》

旅行や出張等で長期間村外に滞在するときは、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。ただし、投票用紙等の請求や投票後の投票用紙等の送付は郵便で行われますので、お問い合わせやご請求はお早めに選挙管理委員会までお願いします。今回は、不在者投票期間が短いのでご注意ください。

《病院や老人ホームでの不在者投票》

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票をすることができます。この制度を利用したい方は、施設へお早めにお問い合わせください。

《自宅で郵便による不在者投票》

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の基準に当てはまる方、介護保険の要介護状態区分が要介護5と記載されている方等は、自宅で投票することができます。ただし、障がいの程度によってこの制度が利用できない場合があり、ご利用の際には事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要で、なあかつ投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等、期日の制限もありますので、手続きの問い合わせや不在者投票の利用にあたっては、お早めに選挙管理委員会までお願いします。